

# 持参した免許用写真で、免許証の作成ができます

- ◆ 希望する方は、持参した写真で更新免許証の作成ができます  
ただし、使用できない写真もありますので、お問い合わせください
- ◆ 写真持参の方は必ず手続き前に申し出てください
- ◆ 交付時間が直接撮影の場合より遅くなる場合があります
- ◆ 交付手数料等は同額になります

## 持参写真による免許証更新の手続き

受付場所	全ての更新センター (但馬センターは日曜のみ。)	更新受付の警察署・警部派出所
受付日	日～金曜日まで (土曜・祝日を除く)	月～金曜日まで (休日・祝日を除く)
受付時間	午前 10:00～11:00 午後 2:00～ 3:00	午前 9:00～11:30 午後 1:00～ 4:30
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転免許証</li> <li>② 免許用写真(縦 3.0cm × 横 2.4cm)</li> <li style="text-align: right;">※ 具体例は次ページ</li> <li>③ 更新のお知らせハガキ(無くても可)</li> <li>④ 印鑑</li> <li>⑤ 黒色ボールペン</li> <li>⑥ 講習修了証明書(受講済みの方)</li> <li>⑦ 眼鏡(裸眼視力が基準に達しない方)</li> <li>⑧ 暗証番号(4桁数字2種類を事前に考えておいてください)</li> <li>⑨ 手数料</li> </ul> <p style="text-align: center;">(更新手数料) (講習料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優良運転者 : 2,500円 + 500円 = 3,000円</li> <li>○ 一般運転者 : 2,500円 + 800円 = 3,300円</li> <li>○ 違反運転者 : 2,500円 + 1,350円 = 3,850円</li> <li>○ 高齢者講習の受講対象者                    2,500円</li> </ul>	

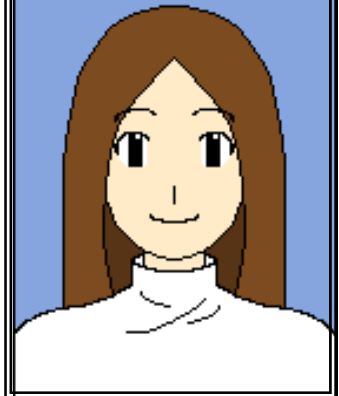
# 免許用写真の基準

- 縦 3.0cm × 横 2.4cm
- 申請前6ヶ月以内に撮影したもの
- 上三分身(おおむね胸から上)、無帽(※次ページ参照)、無背景、正面
- 写真の裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの  
道路交通法施行規則 第17条 第2項 第9号

## ◆ その他

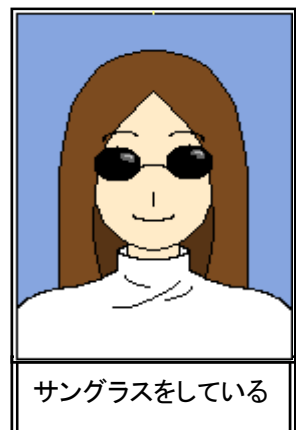
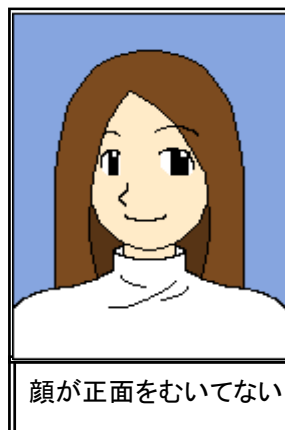
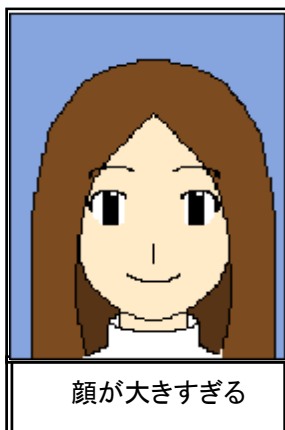
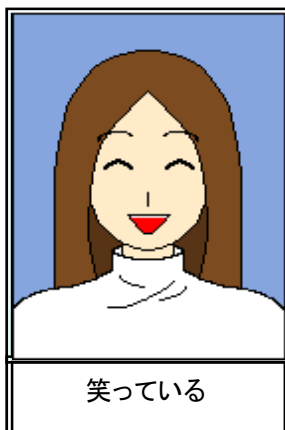
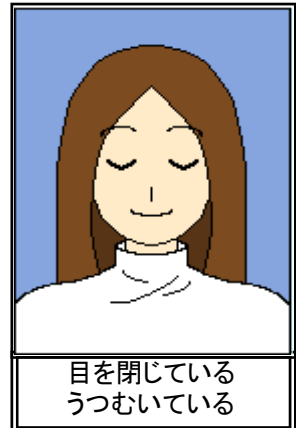
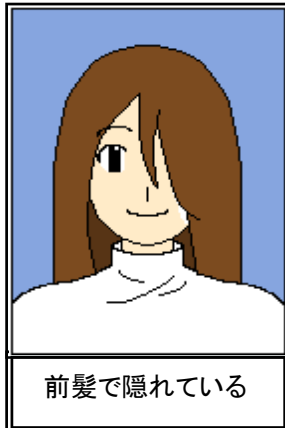
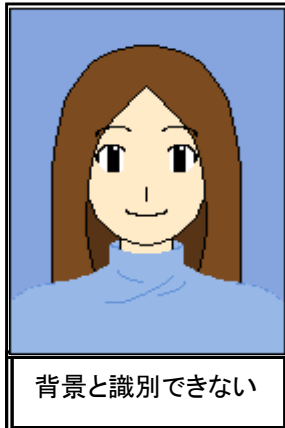
- 頭上を3mm程度空ける
- カラー・白黒とも可

適正な写真



## 不適正な写真例

※ 以下のものは受理できません



## ◆ その他の注意点

- 背景に模様などが写っているもの
- ピントがずれ、不鮮明なもの
- 写真に汚れや傷のあるもの
- 顔が小さすぎるもの
- 現在の容貌と著しく変わっているもの
- カラーコンタクトを装着しているもの
- 帽子を着用しているもの(※次ページ参照)
- 眼鏡で目が識別できないもの
- スナップ写真
- 服であごの輪郭が隠れているもの
- 背景色が単一でない又は極端な原色のものなど  
個人識別が容易にできないもの

# ※ 無帽について

平成30年12月28日に道路交通法施行規則が改正され、これまで「無帽」とされていた写真の基準について、「無帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)」と変更されました。

宗教上又は医療上の理由により頭部を布等で覆う場合の写真例については下記のとおりですので参考にしてください。

## 申請用写真等の見本

### 宗教上の理由により頭部を布で覆う場合

#### ○ 適当な写真例



#### × 不適当な写真例



布により顔の輪郭が隠れる



布の影により顔の輪郭が見えない

### 医療上の理由により帽子等を使用する場合

#### ○ 適当な写真例



#### × 不適当な写真例



帽子により目元が見えない



帽子の影により目元が見えない



スカーフにより目元が見えない

○ 宗教上又は医療上の理由により頭部を布等で覆った写真の使用を希望される方は、係員にお申し出ください。